

宇和奈辺古墳群について—公文書の検討を中心に—

土屋隆史

はじめに

奈良市に所在する宇和奈辺陵墓参考地の北方には多数の古墳が分布していたが⁽¹⁾ (第1図)、昭和16年(1941)7月1日～17年(1942)6月5日にかけての西部国民勤労訓練所の建設や、昭和20年(1945)10月9日～48年(1973)2月20日にかけての進駐軍エリアEとしての接収⁽²⁾などに際して破壊され、その多くは現存していない。例えば宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号(大和6号墳)がとくに有名であり、現存はしていないが森浩一が遺した資料や公文書によって当時の状況が推定できる⁽³⁾。また、航空自衛隊幹部候補生学校内における奈良県立橿原考古学研究所の発掘調査によって、現存しない古墳の墳丘遺構が検出され、当時の古墳群の姿が推定されている⁽⁴⁾。

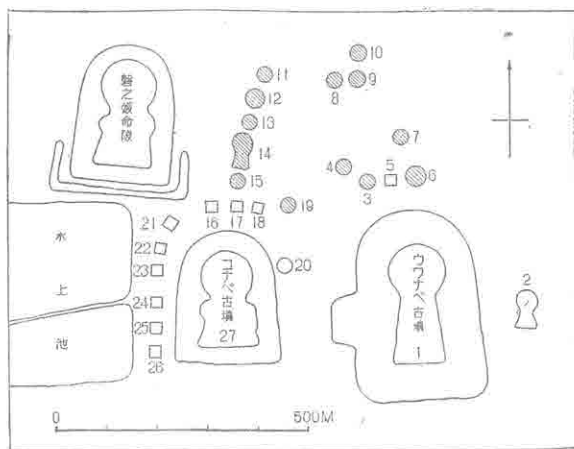
宮内庁書陵部では、大和4号墳出土とされる遺物が所蔵されている。これらの整理作業を進める中で関連公文書を精査していたところ、西部国民勤労訓練所の建設に際して描かれた図面や写真を発見した。当地域の古墳分布図には様々なものがあるが、この図面は古墳の破壊が始まった頃に作成されたものであり、現存しない古墳が複数描かれているため、当時の古墳の分布状況を推定する上で有益な情報となる。また従来大和4号墳出土品とされてきたものが、大和5号墳からの出土品である可能性が高いことも判明した。本稿では、これらについて詳しく紹介したい。

1. 公文書図面の検討

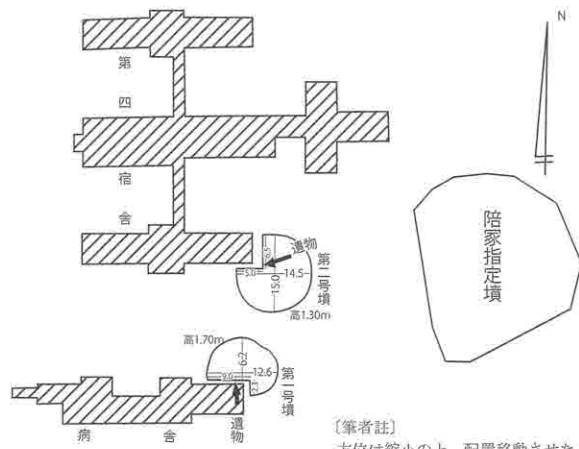
ここで注目するのは、公文書(「第23号 奈良市法華寺町字目縄ニ於ケル古墳発掘ニ関シ発掘ノ剣等ノ埋蔵物ハ諸陵寮ヘ送付スヘキ旨 指令ノ件」(九月)『考証録昭和16年』(宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号:8565-1))である。内容については書陵部紀要第75号〔陵墓篇〕で詳しく報告したが⁽⁵⁾、昭和16年6月13日に第一号墳・第二号墳(公文書中での仮称)から出土した遺物について、奈良県が宮内省諸陵寮に報告した文書である。この文書には二つの図面が添付されている。

一つ目は、社兵第925号、奈良県から宮内省諸陵寮宛、昭和16年8月18日諸陵寮受の「古墳発掘状況報告」であり、「状況書」の附図として添付されていた(第2図)。この附図には、第一号墳、第二号墳の建物との位置関係や遺物の出土地点が描かれている。なお、昭和25年(1950)刊行の抄報4⁽⁶⁾では第一号墳は大和3号墳、第二号墳は大和4号墳として報告された。

二つ目は、社兵第925号、奈良県から宮内庁諸陵寮宛、昭和16年11月1日付「古墳発掘出土品送付ノ件」



第1図 宇和奈辺古墳群調査古墳位置図



第2図 「古墳発掘状況報告」状況書附図のトレース図

工事名：西部国民勤労訓練所
 60-1 配置図
 縮尺 1/600
 国民勤労訓練所建設委員会



第3図 「古墳発掘出土品送付ノ件」に添付された「西部国民勤労訓練所 配置図」のトレース図(s=1/3,000)

という文書に添付された図面である(第3図)。「西部国民勤労訓練所 配置図 60枚の1 縮尺1/600 国民勤労訓練所建設委員会」とあり、建物等が書かれた配置図である。この図面に宇和奈辺陵墓参考地、小奈辺陵墓参考地、平城坂上陵の飛地や旧陪冢が表現されている⁽⁷⁾。また、「古墳発掘出土品送付ノ件」には第一号墳・第二号墳の墳丘写真も添付されている(写真1、8)。

これらの二つの図面について、建物配置を目印に合成したところ、第一号墳と第二号墳は第4図のようになる。第一号墳の位置は二つの図面で異なっており、これについては後述するが、西側(破線の古墳)の配置が正しいと考えられる。

次にこれら二つの図面と、抄報4の「宇和奈辺古墳群地形図、調査古墳位置図」(第1図)を、縮尺と方角を合わせて合成した(第5図)。多少ずれるところはあるが、それぞれの古墳は配置関係からみて、大和3～19号墳の中で位置づけられると考えられる。先に結論を述べると、宇和奈辺古墳群は第6図のように復元できると考える。

まず注目すべきは上記の公文書で第二号墳とされた古墳であり、これは大和5号墳の分布位置と一致する。抄報4では、第二号墳は大和4号墳とされたが、第5図からはそうはならない。つまり、第二号墳は実は大和5号墳であり、昭和16年6月13日に出土した遺物は大和4号墳ではなく、大和5号墳から出土した遺物であったのではないかと考えられる。また大和3号墳や10号墳についてもその位置を推定することができる。

2. 第二号墳出土品の帰属

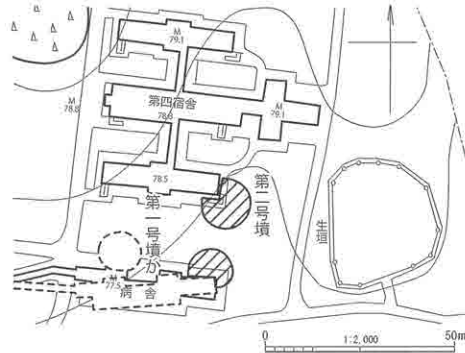
(1) 公文書・報告書掲載写真の検討

ここでは公文書と報告書に掲載された写真情報から、第二号墳から出土した遺物は、大和5号墳出土品であったのではないかという推定について検証する。「古墳発掘出土品送付ノ件」にある「第二号墳 写真×印遺物出土箇所ヲ示ス」(写真1)は、背景に宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号(大和6号墳)(写真2)が写っており、宇和奈辺陵墓参考地は写っていないことから、第二号墳の西から東に向けて撮影された写真である。この写真からは、第二号墳が宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号の西側にあったことがわかる。

さらに抄報4の図版第2(写真3)にある大和5号墳の墳丘上にある木や、写真4(末永が発掘調査をしていた昭和20年末～21年初に撮影されたものか)にある木は、写真1の第二号墳の木と同じである。

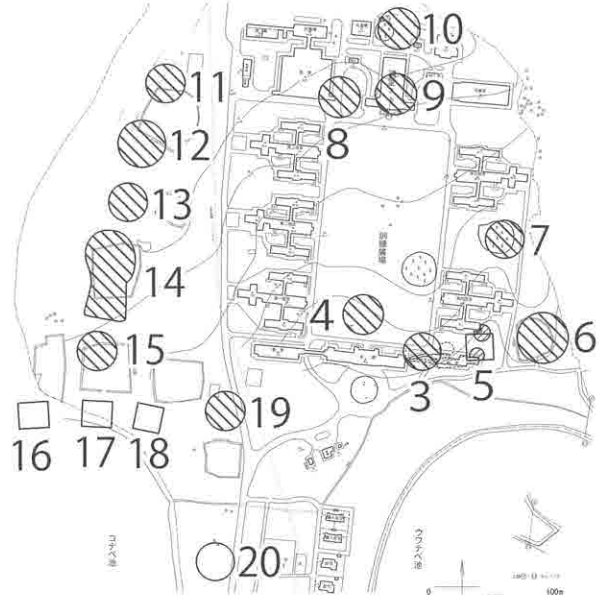
写真5は削平された後の宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号(大和6号墳)から撮影されたと考えられる写真であり⁽⁸⁾、奥側に写っている古墳は第二号墳であると考えられる。

これらの写真は第6図と矛盾せず、第二号墳とは大和5号墳であった可能性が高いことがわかる。



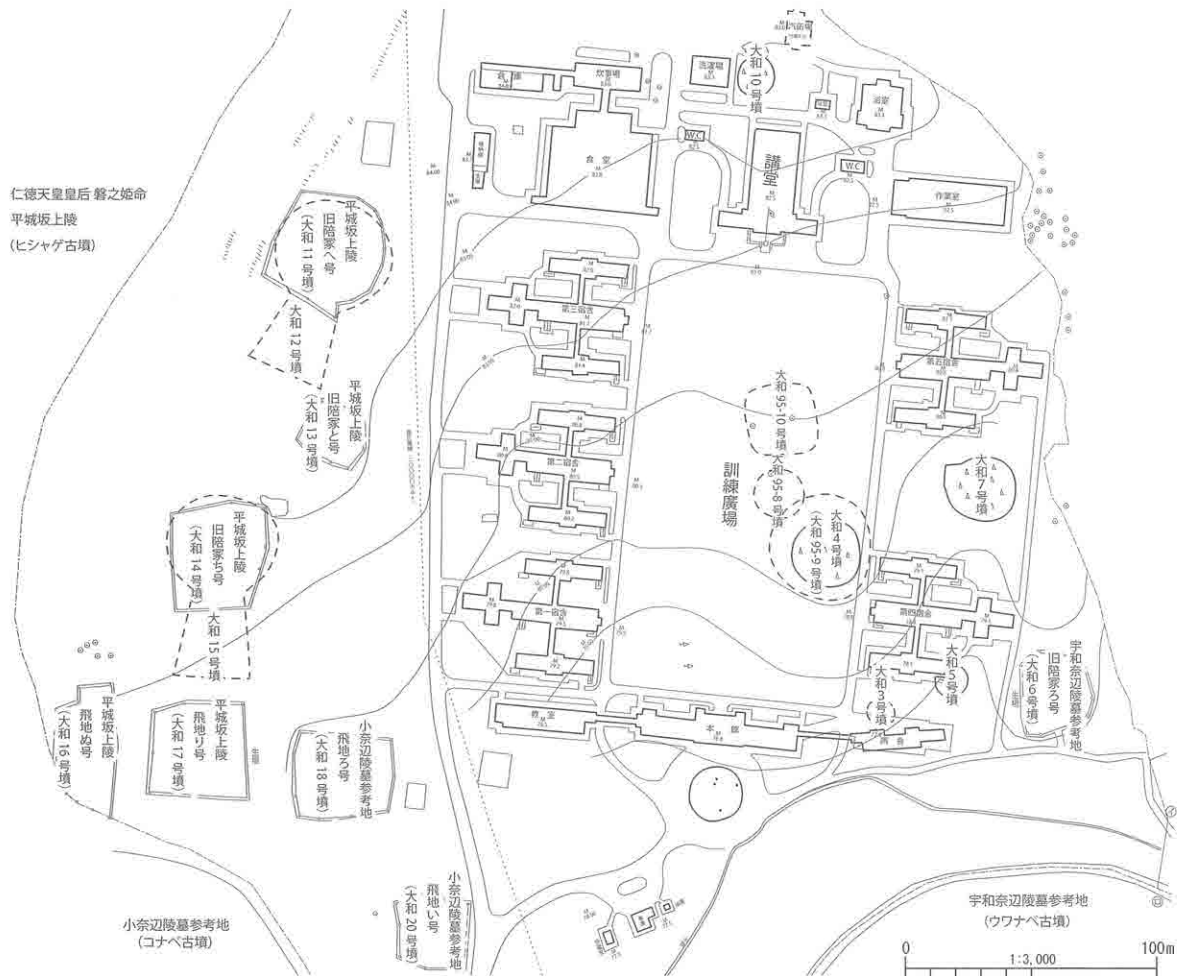
〔筆者註〕
右斜め上方方向の断面斜線がある古墳は「古墳発掘状況報告 状況書附図」、破線の古墳は「古墳発掘出土品送付ノ件 配置図」のもの。方位は任意の場所に配置した。

第4図 状況書附図と配置図の合成(s=1/2,000)



〔筆者註〕
数字付の墳丘は抄報4の古墳位置図によるもの。
左斜め上方方向の斜線は抄報4に描かれた表現。
右斜め上方方向の斜線は「古墳発掘状況報告 状況書附図」に描かれた古墳。

第5図 抄報4古墳位置図と配置図の合成図(s=1/6,000)



第6図 宇和奈辺古墳群の推定復元 (s=1/3,000)

(2) 抄報4における大和5号墳

①大和5号墳の特徴

ここでは抄報4で述べられた大和5号墳の特徴について要点をまとめる。

- a. この古墳は第六號墳を調査したときに、墳丘上に進駐軍の水洗便所があったので、それを取除く交渉から調査を進めることとなった⁽⁹⁾。
- b. 上部の封土はかなり削平され、その土が四方に伸びていたために、方形たることが明瞭ではなかった。
- c. 偶然東方に掘った兵舎関係の排水溝に円筒埴輪列が南北線上に直線となって現われていたので、方形墳たるを知るの根拠をなした。
- d. 古墳現在の封土は高さ5尺余（筆者註：約1.51 m）、その一辺42尺（筆者註：12.7 m）であり、方位と合致した正方形を企画して築かれた塚である。
- e. 前きの建設工事の為に中心附近は攪乱された。
- f. この古墳はすでにその中心部が攪乱されていたから（建築の為）被葬者の位置はわからなかった。
- g. 現在の古墳は宇和奈辺古墳の北方濠外に残る唯一の陪塚的位置にあるものである。

また、大和5号墳は末永らの請願によって保存され、現存するという。宇和奈辺陵墓参考地の陵墓地形図にも、大和5号墳と思われる墳丘が確認できる（第7図）。この陵墓地形図を第6図と重ねてみると、大和5号墳とした場所はほぼ一致している。つまり昭和20年（1945）12月22日～昭和21年（1946）1月8日に調査された古墳は、現存する大和5号墳と同一であることがわかる。第1章での検討をふまえると、昭和16年6月13日に遺物が出土した第二号墳も大和5号墳であったのだが、これを末永が大和4号墳と認識していたことに混乱の原因があると考えられる⁽¹⁰⁾。



写真1 二号墳



写真2 旧陪冢ろ号墳丘 南西から



写真5 旧陪冢ろ号と大和5号墳



写真3 大和5号墳 封土基部 東から



写真4 大和5号墳の墳丘 南から

②大和5号墳遺物出土図

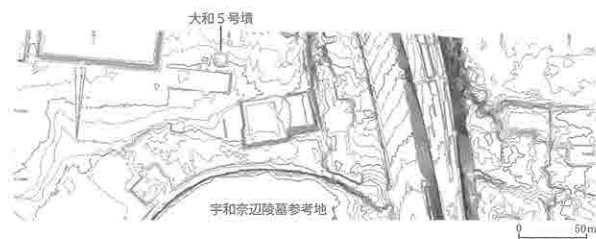
昭和16年6月13日に遺物が出土したのは、抄報4の「第五号墳遺物出土図」(第9図)の北西側にあたる。抄報4の大和5号墳の記載では、「前きの建設工事の為に中心付近は攪乱された」とあるが、この建設工事が昭和16年6月13日頃の工事にあたるのであろう。そうであるとすれば、大和5号墳の埋葬施設の別の場所が昭和16年と昭和20～21年にそれぞれ掘削されたことになる。大和5号墳に複数の埋葬施設があった可能性もあるが、第9図をみると、おそらく埋葬施設は一つであったと考えられる。現在、昭和16年6月13日に出土した遺物は宮内庁書陵部で大和4号墳出土品として所蔵されており、昭和20年12月22日～昭和21年1月8日に出土した遺物は大和5号墳出土品として奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で所蔵されているが、これらは大和5号墳の同じ埋葬施設に副葬されていた一括遺物である可能性が考えられるのである。

(3) 大和5号墳出土品

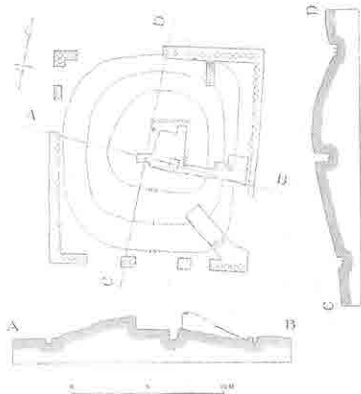
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で所蔵される大和5号墳出土品には、有孔円板、長頸角関長三角形鉄鏃、U字形刃先、鉋、鏝などが含まれている。これらの遺物を資料調査させて頂いたところ、宮内庁書陵部で大和4号墳出土品として所蔵されている遺物と、製作技術や法量等の共通性が極めて高いことを確認した。また、それぞれの機関で所蔵するU字形刃先(第10図)の中で、接合する可能性がある破片を確認した⁽¹¹⁾。それぞれの機関で所蔵される遺物から推測される製作時期(TK216型式期)も近接しており、遺物の特徴からも上記の推定に矛盾はない。

(4) 小結

このように、抄報4で大和4号墳出土品とされてきたものは、大和5号墳出土品であった可能性がある。ただ、現状ではなぜこのような入れ違いが生じてしまったかについて、決定的な証拠となる文書が見つかったわけではない。森浩一が記すとおり、末永雅雄が病気でほとんど調査に参加できなかったこと、また占領直後の米軍兵営内での緊張した発掘であったため調査の記録がほとんど残っていなかった等の理由のため⁽¹³⁾、このような混乱が生じたものと推定している。



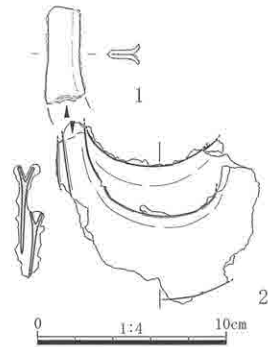
第7図 宇和奈辺陵墓参考地 陵墓地形図(1/3,000)



第8図 第五号墳測図



第9図 第五号墳遺物出土図



1 樞考研博所蔵品 2 宮内庁所蔵品
第10図 U字形刃先の接合検討

3. 大和4号墳の分布位置と出土品

(1) 抄報4における大和4号墳

抄報4で述べられた大和4号墳の特徴は以下のとおりである。

- 建築のために昭和16年7月上旬に約四分の一の封土が切り切られた。
- 昭和21年春、附近の敷地を接収した進駐軍の施設の為に除去された。私はその際に発掘調査を終りブルドーザーで削られてゆく封土を検したが、一口の剣身と祝部土器の外、他の遺物も遺構もなかった。
- 高さ11尺（筆者註：約3.33m）、底径35尺（筆者註：約10.6m）の円墳であった。

このような抄報4の情報と上記の検討をふまえると、昭和16年7月上旬に4分の1が切り取られた古墳とは、大和5号墳のことであろう。昭和21年春に削平された古墳こそが、大和4号墳であったのではないかと考えられる。

(2) 大和4号墳出土品

奈良県立樞原考古学研究所では、昭和20～21年頃に撮影された大和3～6号墳の写真が『宇和奈辺小奈辺（大和5号墳）』946と記載されたA4版フラットファイルに収められている⁽¹³⁾。中でも、「宇和なべ古墳陪冢（大和第 号墳）現在消滅」と描かれた頁には、大和4号墳と関連する可能性が高い写真が4枚収められている（写真7）。頁の下端には、写真7-3、4のように鉄剣と須恵器の写真が貼られている。これは、上記の抄報4にある「一口の剣身と祝部土器」に相当するものであろう。

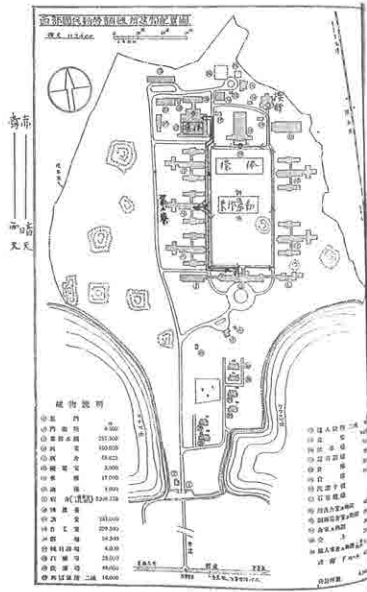
(3) 大和4号墳の分布位置

写真7-1、2にはブルドーザーを運転する米国人が写っている。鉄剣と須恵器の写真のすぐ上に貼られている写真であることをふまえると、上記の抄報4にある大和4号墳の「ブルドーザーで削られてゆく封土を検した」という場面であると考えられる。写真7-1には宇和奈辺陵墓参考地の西側と第6図の本館建物が写っていることから、訓練広場から南東方向に向けて撮影されたものであろう。写真7-2は第四宿舍西側の写真であろうか。「古墳発掘出土品送付ノ件」（第3図）と「昭和17年7月1日御差遣侍従接遇計画書 西部国民勤労訓練所建物配置図」『侍従御差遣一件』（第11図）では訓練広場の南東部に古墳が描かれており、上記の写真もふまえると、これが大和4号墳であると考えられる。

写真6は昭和21年10月2日にアメリカ軍によって撮影された写真であるが、大和4号墳に相当する古墳が写っておらず、昭和21年春に破壊されたという抄報4の情報と矛盾しない。

4. 大和3号墳の分布位置と出土品

「古墳発掘状況報告」と「古墳発掘出土品送付ノ件」で第一号墳として報告された古墳についても、上記の図面や写真に確認できる。状況書の附図（第2図）と「西部国民勤労訓練所 配置図」（第3図）を、抄報4の「調査古墳位置図」（第1図）と比較してみると、第一号墳は大和3号墳に相当すると考えられる（第5図）。昭和25年刊行の抄報4では第一号墳出土遺物は大和3号墳として報告されたことから、第二号墳の



第11図 西部國民勤勞訓練所建物配置図
(奈良県立図書情報館所蔵)



1



2

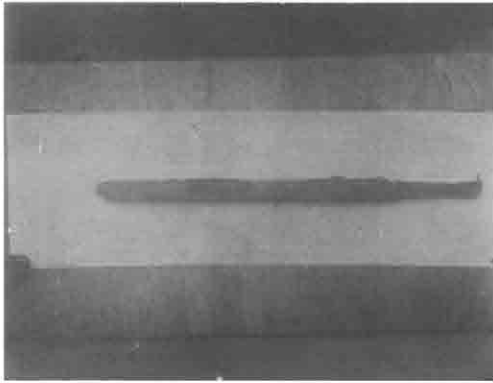
写真6 昭和21年10月2日米軍撮影写真



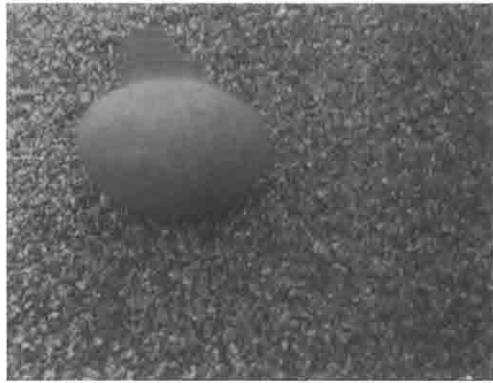
1



2



3



4

写真7 大和4号墳関係写真「宇和なべ古墳陪冢(大和第 号墳)現在消滅)」

ような出土品の混乱は生じていない。抄報4によると昭和21年に残りの封土が姿を消したようである。「古墳発掘出土品送付ノ件」にある「第一号墳 写真 ×印遺物出土箇所ヲ示ス」には大和3号墳の写真が添付されている(写真8)。また、写真3の左奥に写っている古墳が大和3号墳であろう。配置図には、赤色で大和3号墳に相当すると考えられる古墳と建物が追記されている(第3図)。実際に築かれた建物(写真6)は破線のほうであることからみて、赤色の円形破線が実際の位置であると考えられる。状況書の附図(第2図)に描かれた第一号墳の位置とはやや異なるが、同一の古墳を指しているであろう。



写真8 第一号墳



写真9 大和3号墳出土の可能性がある埴輪片

なお、写真9には大和3号墳出土の可能性のある埴輪片がみられる。この中には、当庁で大和3号墳出土とされてきたものと、伝・大和3号墳出土とされたものが含まれており⁽¹⁴⁾、これらが大和3号墳出土品である可能性を高める写真であると考えられる。また、写真9左上の蓋形埴輪も大和3号墳出土品であろうか。

5. 大和8～10号墳の分布位置

「古墳発掘出土品送付ノ件」の配置図北側（第3図）には、古墳が一基描かれている。抄報4の第1図と比較してみると、これは大和8～10号墳のどれかにあたり、とくに大和10号墳の可能性が高いと考えられる（第5図）。

大和8～10号墳の分布位置については、平成6年（1994）～平成7年（1995）調査で検出された掘り割りのみを遺す古墳3基の場所（第3図でいう訓練廣場附近）を想定する楠元哲夫説と光石鳴巳説（第12図）⁽¹⁵⁾があるが、今回の検討結果はそれとは異なる。

なお、大和4号墳の場所を奈良県立橿原考古学研究所による1994～1995年調査位置で検出された3基の墳丘遺構の場所（95-●号墳と標記する。）と重ねてみると（第6図）、大和4号墳の場所は95-9号墳とほぼ同じであり、同一の古墳である可能性が考えられる。95-9号墳の墳丘遺構からは川西編年Ⅳ期の埴輪が出土しており⁽¹⁶⁾、墳丘削平中に須恵器（写真7-4）が出土した大和4号墳の年代的位置づけと矛盾はない。

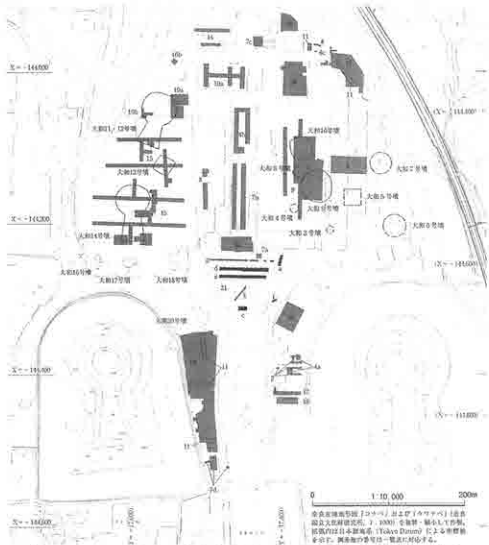
6. 大和11～15号墳の分布位置

大和11～15号墳の分布位置については、先行研究で複数の意見がある。仁徳天皇皇后 磐之媛命 平城坂上陵旧陪冢へ号、と号、ち号⁽¹⁷⁾について、森下説と光石説（第12図）ではそれぞれ大和11+12号墳⁽¹⁸⁾、13号墳、14号墳とされた⁽¹⁹⁾。一方、高木は旧陪冢ち号南側での発掘調査成果や戦前の地形図をふまえ、旧陪冢へ号、と号、ち号がそれぞれ抄報4でいう大和14号墳、該当なし、大和15号墳に当たるとした⁽²⁰⁾（第13図）。また有馬伸は、旧陪冢へ号、と号、ち号をそれぞれ大和11+12号墳、13号墳、14+15号墳⁽²¹⁾とした。大和8～10号墳は第1、5図で見ると、大和11号墳の東北側にある。第5章の検討をふまえると、大和11号墳の位置は森下説、光石説、有馬説と整合する。現状では、大和15号墳の位置についても上手く説明することができる有馬説が最も整合的であると考えられる。

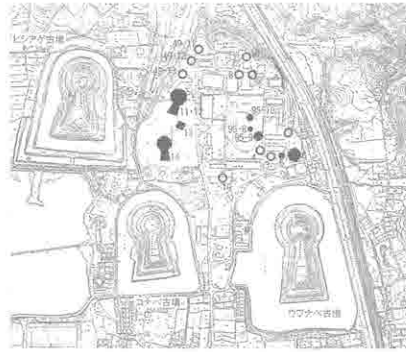
まとめ

このように、公文書に添付された図面の検討から、抄報4で大和4号墳出土品とされてきたものは、大和5号墳出土品であった可能性があることを指摘した。また、公文書の図面の検討をきっかけとして、大和3、4、8～10号墳、11～15号墳の分布位置についても述べた（結論は第6図のとおりである）。

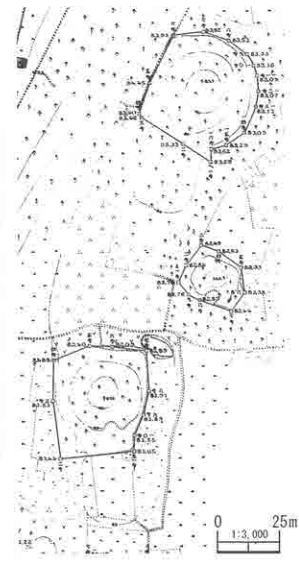
今後、大和4号墳出土品として宮内庁書陵部で所蔵されてきたものと、大和5号墳出土品として奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で所蔵されてきたものの接合関係を確認することができれば、上記の推定は証



第12図 佐紀古墳群分布図(光石鳴巳案)
(s=1/10,000)



第13図 佐紀盾列古墳群東群の消滅
古墳復元分布図(高木清生案)



第14図 平城坂上陵旧陪
冢へ号、と号、ち号の地形図

明されることになる。今後の課題としたい。

註

- (1) 本稿では現在の航空自衛隊幹部候補生学校内に位置する古墳群の名称として、宇和奈辺古墳群の名称を用いる。奈良県遺跡地図では大和第●号墳という名称が用いられており、当庁でも個別の古墳にはその名称を用いているが、複数の古墳をまとめて呼ぶ際に大和古墳群としてしまうと、オオヤマト古墳群と誤解される可能性がある。そこで本稿では、末永雅雄が用いた名称を用いた。
- (2) 菅谷文則「大和6号墳と周辺古墳の調査」『宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号(大和6号墳)―出土遺物の整理報告―』宮内庁書陵部、2017年、p.181.185。
- (3) 森 浩「古墳出土の鉄鋌について」『古代学研究』第21・22合併号、古代学研究会、1959年など。
- (4) 楠元哲夫「ウナベ古墳群大和8・9・10号墳発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報1994年度(第一分冊)』奈良県立橿原考古学研究所、1995年。
森下浩行「25.大和11・12号墳 26.大和14号墳」『大和前方後円墳集成』学生社、2001年。
高木清生「大和11～14号墳」『奈良県遺跡調査概報2005年第一分冊』奈良県立橿原考古学研究所、2006年。
高木清生「佐紀盾列古墳群東群の古墳分布復元試案」『王権と武器と信仰』同成社、2008年。
高木清生・松岡淳平「大和11・12号墳」『奈良県遺跡調査概報2008年第三分冊』奈良県立橿原考古学研究所、2009年。
光石鳴巳「佐紀古墳群」『奈良県遺跡調査概報2011年度第一分冊』奈良県立橿原考古学研究所、2012年。
- (5) 加藤一郎・土屋隆史「奈良県大和4号墳出土品の再整理報告」『書陵部紀要』第75号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2024年。
- (6) 末永雅雄「宇和奈辺古墳群 大和第三、第四号古墳(円形墳)」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査抄報』第四輯(奈良市法華寺町宇和奈辺古墳群 大和第三、第四、第五、第六号古墳調査)、奈良県史蹟名勝天然記念物調査委員会、1950年。以下、抄報4と呼ぶ。
- (7) 「昭和17年7月1日御差遣侍従接遇計画書 西部國民勤勞訓練所建物配置図」『侍従御差遣一件』(奈良県立図書情報館所蔵、1942年作成、奈良県庁文書、請求記号:1-S17-28)(第11図)と類似する。これらは建設中と竣工後の図面であると考えられる。
- (8) 清喜裕二「昭和20(1945)年～昭和21年(1946)年の調査」『宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号(大和6号墳)―出土遺物の整理報告―』宮内庁書陵部、2017年、p.45。
- (9) つまり、大和5号墳の調査時期は宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号(大和6号墳)の調査がおこなわれた昭和20年12月22日～昭和21年1月8日(註(8)清喜論文、p.35。)である。

(10) もしこの推定のとおり、昭和16年6月13日に遺物が出土した第二号墳が大和5号墳であったとすれば、西部国民勤労訓練所が竣工された昭和17年(1942)6月5日までは大和5号墳の北西側に建物が築かれているため、第8図のような墳丘図面を昭和20年12月22日～昭和21年1月8日に作成しようがない。

だが、抄報4の上記「偶然東方に掘った兵舎関係の排水溝に円筒埴輪列が南北線上に直線となって現われていたので、方形墳たるを知るの根拠をなした。」の「現われていた」という表現からは、それが昔の出来事であることを思わせる。また、末永の回想によると、「……封土の裾まわりにある排水溝は近頃掘ったものではあろうが東側に埴輪円筒列の出たところがある。側溝の直線は無意味なものではなかったことがのちに知られた(末永雅雄『大和の古墳』近畿文化会、1980年(増補版))。」とあり、排水溝の掘削がその時点よりも前の出来事であったことがわかる。

つまり、大和5号墳の墳丘図面北西側は、兵舎建設中の期間の記録をもとに末永が復元的に作成したものである可能性が考えられる。

(11) 資料調査および接合の検討にあたり、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の平井洸史氏にご教示・ご協力を頂いた。また本稿の執筆に際し、鹿児島大学総合研究博物館の橋本達也氏、愛知学院大学の加藤一郎氏、大阪大学の木村理氏にもご教示を頂いた。

(12) 註(3)森論文、p.13。

森 浩一「僕は考古学に鍛えられた」筑摩書房、1998年、p.80。

(13) 熱覧および掲載申請に際し、奈良県立橿原考古学研究所の水野敏典氏と杉山拓巳氏にご協力を賜った。

(14) 加藤一郎「大和3号墳出土埴輪の様相と位置づけ」『埴輪の生産・流通体制の総合的検証による王権中枢部巨大古墳群造営過程の解明』2020～2023年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書、奈良文化財研究所、2024年。

(15) 註(4)楠元論文、光石論文に同じ。

(16) 註(4)楠元論文に同じ。

(17) 公文書の内容から、削平は昭和21年2月中旬～3月初旬と推定されている(註(8)清喜論文)。

(18) 大和11+12号墳は抄報4では別の古墳になっているが、2基で前方後円墳の可能性があり、平城坂上陵旧陪冢へ号が後円部、その南側が前方部にあたるとされた。

(19) 註(4)森下・光石論文に同じ。

(20) 註(4)高木論文、p.142。高木の用いる遺跡名は「奈良県遺跡地図」第3版に基づく。陵墓地形図(皇后磐之媛命平城坂上陵之図)と末永雅雄旧蔵資料である「明治十三年調査神功陵外十二陵陪塚地之図」(「磐之媛命御陵陪塚之図」(登録番号:1-1-26)、「磐之媛命御陵実測三千分ノ一」(登録番号:1-1-9))で、平城坂上陵旧陪冢へ号は前方後円墳として表現されており、これらが抄報4でただ一基前方後円墳として掲載された大和14号墳に当たる可能性が高いことが根拠とされる。

(21) 有馬は、陵墓地形図(皇后磐之媛命平城坂上陵之図)(第14図)からみて、平城坂上陵旧陪冢ち号の後円部相当部分からくびれ部相当部分までの帆立貝形部分を末永が大和14号墳と認定していたとすれば、前方部前半部分が大和15号墳と認定されていた可能性があることを指摘した(有馬伸・横田真吾「第4節 既往の調査・研究―宇和奈辺陵墓参考地を中心に―」『宇和奈辺陵墓参考地旧陪冢ろ号(大和6号墳)―出土遺物の整理報告―』宮内庁書陵部、2017年。)

挿図・写真出典

第1・8・9図:末永1950より引用。第2・3・4図:筆者トレース(『考証録昭和16年』、宮内公文書館所蔵、識別番号:8565-1)。第5図:筆者トレース(『考証録昭和16年』、末永1950)。第6図:筆者作成。写真1・8:『考証録昭和16年』より引用。写真2～5・7・9:奈良県立橿原考古学研究所提供。写真6―1:国土地理院航空写真「USA-M275-A-8-14」より引用。2:「USA-M275-A-8-15」より引用。第7図:清喜裕二・有馬伸・横田真吾「宇和奈辺陵墓参考地整備工事予定区域事前調査」『書陵部紀要』第73号[陵墓篇]、宮内庁書陵部、2022年より引用。第10図1:平井洸史「佐紀古墳群をさぐる一鉄製品にみる王権中枢の様相―」『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館再開記念名古屋講演会』奈良県立橿原考古学研究所友史会、pp.1-21、2021年より引用。第10図2:加藤・土屋2024より引用。第11図:奈良県立図書情報館提供。第12図:光石2012より引用。第13図:高木2008より引用。第14図:宮内庁書陵部陵墓課所蔵。